

地籍調査業務における関係法令等

○国土調査法（抄）

（地籍調査に関する都道府県計画等）

第 6 条の 3 略

2 都道府県は、前項の都道府県計画に基き、関係市町村又は土地改良区等と協議し、毎年度、政令で定めるところにより、当該年度における事業計画を定めなければならない。

3～5 略

（事業計画の実施等）

第 6 条の 4 都道府県、市町村又は土地改良区等は、前条第二項の規定により定められた事業計画に基づく地籍調査を行うものとする。

2 略

（立会又は出頭）

第 25 条 国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人を現地に立ち合わせるこ
とができる。

2 国土調査を実施する国の機関又は地方公共団体は、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人に、当該国土調査に係る土地の所在する市町村内の事務所への出頭を求めることができる。

○地籍調査作業規程準則（抄）

（現地調査の通知）

第 20 条 地籍調査を実施する者は、調査図素図、調査図一覧図及び地籍調査票の作成の終了時期が明らかとなったとき又はその作成を終了したときは、現地について行う一筆地調査に着手する時期を決定し、現地調査を実施する地域内の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人に、実施する地域及び時期並びに調査に立ち会うべき旨を通知するものとする。

○「土地所有者等の所在が明らかでない場合における筆界の調査要領」の作成について（平成 23 年 3 月 2 日付け国土国第 572 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）（抄）

（別紙） 土地所有者等の所在が明らかでないことの確認方法について

第 1 土地所有者等の所在が明らかでないことの確認方法について

土地所有者等の所在が明らかでないことの確認は、次の定めるところによる。

1 現地調査の通知

地籍調査作業規程準則第 20 条に従い土地の所有者等に現地調査の通知を行う。

2 現地調査の通知先の調査

現地調査の通知が、あて先不明で到達しなかったときは、次に定める方法により通知先の調査を行う。

（1）住民票、除かれた住民票又は戸籍の附票等の謄本の取得

(2) (1) により通知先が判明しなかった場合、当該土地に係る固定資産税の納付者又は近隣住民からの事情聴取